

令和7年第9回坂町議会定例会

会 議 録 （第1号）

1. 招 集 年 月 日 令和7年12月4日（木）

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 （ 開 議 ） 令和7年12月4日（木）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 1番 折 中        智 君 | 2番 岡 村 繁 範 君       |
| 3番 縫 部 逸 都 君      | 4番 池 脇 雅 彦 君       |
| 5番 向 田 清 一 君      | 6番 末 吉 克 巳 君       |
| 7番 安 竹        正 君 | 8番 光 岡 美 里 君       |
| 9番 中 川 ゆかり 君      | 10番 柚 木        喬 君 |
| 11番 奥 村 富士雄 君     | 12番 川 本 英 輔 君（議長）  |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                |                  |
|----------------|------------------|
| 町            長 | 吉 田 隆 行 君        |
| 教 育        長   | 枝 廣 泰 知 君        |
| 技            監 | 小 田 嘉 幸 君        |
| 政 策        監   | 鳴 川 雅 彦 君        |
| 総 務 部 長        | 西 谷 伸 治 君        |
| 民 生 部 長        | 西 谷 信 樹 君        |
| 教 育 次 長        | 宮        香 緒 利 君 |
| 企画財政課長         | 山 本        保 君   |
| 税務住民課長         | 小 路 朱 美 君        |
| 民 生 課 長        | 河 野 宏 明 君        |
| 保険健康課長         | 中        篤 則 君   |

|            |       |
|------------|-------|
| 環境防災課長     | 窪野稔君  |
| 建設課長       | 山下秀雄君 |
| 都市計画課長     | 松谷展裕君 |
| 学校教育課長     | 見田容子君 |
| 生涯学習課長     | 福嶋浩二君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 金子香織君 |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 榎尾伸君 |
| 主 事 | 梅田勝平君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「議 会」

- (1) 議長報告
- (2) 総務厚生委員会報告
- (3) 建設文教委員会報告
- (4) 議会改革推進特別委員会報告
- (5) 監査委員報告

「行 政」

- (1) 町長報告

議 事

- |      |        |                                                   |
|------|--------|---------------------------------------------------|
| 日程第1 |        | 「会議録署名議員の指名」                                      |
| 日程第2 |        | 「会期の決定」                                           |
| 日程第3 | 報告第9号  | 「専決処分をした事件の報告について（坂東環状線（仮称）明神橋橋梁下部工事請負契約の変更について）」 |
| 日程第4 | 報告第10号 | 「専決処分をした事件の報告について（坂東環状                            |

|       |        |                                                  |
|-------|--------|--------------------------------------------------|
|       |        | 線道路改良（その3）工事請負契約の変更について）」                        |
| 日程第5  | 議案第56号 | 「坂東環状線道路改良（その4）工事請負契約の締結について」                    |
| 日程第6  | 議案第57号 | 「行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について」                 |
| 日程第7  | 議案第58号 | 「坂町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について」             |
| 日程第8  | 議案第59号 | 「坂町営住宅設置及び管理条例の一部改正について」                         |
| 日程第9  | 議案第60号 | 「坂町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正について」                    |
| 日程第10 | 議案第61号 | 「坂町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」          |
| 日程第11 | 議案第62号 | 「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」             |
| 日程第12 | 議案第63号 | 「職員の給与に関する条例の一部改正について」                           |
| 日程第13 | 議案第64号 | 「会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」     |
| 日程第14 | 議案第65号 | 「坂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」         |
| 日程第15 | 議案第66号 | 「坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」 |
| 日程第16 | 議案第67号 | 「坂町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」      |
| 日程第17 | 議案第68号 | 「坂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」                    |
| 日程第18 | 議案第69号 | 「令和7年度坂町一般会計補正予算（第3号）」                           |
| 日程第19 | 議案第70号 | 「令和7年度坂町国民健康保険事業特別会計補正                           |

予算（第3号）」

日程第20 議案第71号 「令和7年度坂町介護保険事業特別会計補正予算  
（第2号）」

日程第21 発議第2号 「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部改正について」

日程第22 「一般質問」

~~~~~〇~~~~~

9. 議 事 の 内 容

（開会 午前9時59分）

○議会事務局長（槇尾 伸君） 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

（一同「おはようございます」）

○議会事務局長（槇尾 伸君） 御着席ください。

○議長（川本英輔議員） 改めまして、おはようございます。

急に寒うなりまして、体調には十分気をつけていただきたいと思います。

今日から定例会が始まります。本定例会におきましては、議員報酬の条例改正という
ことで、今日、議員のほうから提案をさせていただきます。ひとつよろしくお願
いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより令和7年第9回坂町議会
定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りします。

議事事件説明のため、説明員の出席を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時00分)

(再開 午前10時02分)

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 皆さん、おはようございます。令和7年第9回坂町議会定例会が開催をされるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多用の中を御出席をくださいます、厚くお礼を申し上げます。

このたびの定例会では、18件の案件につきまして御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいます、御承認を賜りますようお願いを申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 議事に先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、議会から報告を行います。

報告1 議長報告。

議長報告を行います。

去る10月27日から29日にかけて、沖縄県において行政視察を行いました。

議員10名と町長、町執行部3名で、1日目は糸満市において、平和祈念公園やひろしまの塔を視察し、献花を行いました。

2日目は恩納村において、恩納村立うんな中学校や沖縄科学技術大学院大学の視察を行い、その後、恩納村執行部、恩納村議会と交流会を行いました。

うんな中学校は令和2年4月に恩納村内の公立中学校5校が統合して開校した中学校で、多目的スペース併設型の普通教室は安定した採光が期待できる北側に配置し、美しい海を感じながら学習できる環境や、体育館は眺望の開けた風通しのよいアリーナとなっているなど、工夫やアイデアが盛り込まれた学校施設でした。

また、沖縄科学技術大学院大学は世界トップレベルの科学技術研究と教育を行う大

学院大学であり、沖縄からグローバルに発信する拠点であると感じました。

次に、11月12日に東京都のNHKホールにおいて「第69回町村議会議長全国大会」が行われ、私が出席をいたしました。

大会では、お手元に配付しております特別決議などを満場一致で決定をいたしました。

大会終了後、元プロ野球監督、野球評論家の達川光男氏による「苦しみを笑いに変えた野球人生」と題し、講演が行われました。

以上で、報告を終わります。

報告2 総務厚生委員会報告。

光岡総務厚生委員長。

○8番（光岡美里議員） 総務厚生委員会報告をいたします。

初めに、10月3日に環境防災課から避難所運營業務について、担当課長等の出席を求め、説明を受けました。

開設する避難場所や開設時の実施条項など説明があり、避難者への様々な対応策が講じられており、今後も避難所の環境整備や住民が早期避難できるよう、避難所運営に努めていただきたいと思いますと感じました。

次に、10月31日に総務課からストレスチェックの実施状況と活用の効果について、担当課長及び担当者の出席を求め、説明を受けました。

ストレスチェックの実施方法や活用の状況について説明があり、ストレスチェック実施後、高ストレス者には心理的な負担を軽減するために、坂町産業医による医師面接指導を行っているなど、様々な活用の状況を確認いたしました。

以上、総務厚生委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告3 建設文教委員会報告。

安竹建設文教委員長。

○7番（安竹 正議員） 建設文教委員会報告を行います。

初めに、10月3日に町内の各雨水ポンプ場へ現地視察を行いました。

各ポンプ場の設備の機能やポンプの能力などの説明を受けました。

今後も引き続き、大雨が予想される際には、機械の稼働状況を監視していただき、安全な運転管理に努めていただきたいと思いますと感じました。

次に、11月21日に坂中学校へ現地視察を行いました。

改修した体育館の床面や新たに設置されたエレベーター、スペシャルサポートルームの視察を行い、生徒の教育環境が整備されたことを確認いたしました。

以上、建設文教委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告4 議会改革推進特別委員会報告。

奥村副委員長。

○11番（奥村富士雄議員） 議会改革推進特別委員会報告をいたします。

初めに、10月31日に坂町特別職報酬等審議会答申について確認を行い、今後の方針について協議いたしました。

次に、11月21日に令和7年12月議会定例会議員提出議案等について協議いたしました。

坂町特別職報酬等審議会答申の附帯意見を踏まえ、議員定数に関しては継続的に審議を重ねていくこととし、議員報酬については、議員の成り手不足の解消のため、議員報酬を増額改定するための条例改正案を12月議会定例会に提出する方針を決めました。

以上で、議会改革推進特別委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告5 監査委員報告。

中川監査委員。

○9番（中川ゆかり議員） 監査委員報告をいたします。

監査は、坂町代表監査委員である田村好孝氏及び私、中川ゆかりの2人で実施いたしました。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を、令和7年8月分を9月22日、令和7年9月分を10月20日、令和7年10月分を11月20日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、現金の出納は適正であると認めます。

次に、令和7年4月1日から令和7年9月30日までの一般会計、各特別会計予算及び下水道事業会計予算の執行状況などを確認するための定例監査を10月20日から本日までの間に6日間実施いたしました。

監査につきましては、財務に関する事務及び事業の執行が法令に適合し正確であるか、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているかを主眼に、監査基

準に準拠して実施いたしました。

今後は12月19日までの間に7日間実施し、定例監査の結果を作成し、各部課長に対し講評を行い、町長に提出する予定としております。

以上で、坂町監査委員の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、行政から報告を行います。

報告1 町長報告。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それでは、諸般の報告をいたします。

去る10月17日、広島県副知事及び県幹部職員との行政懇談会が開催され、私が出席をいたしました。

会議では、広島県から県予算に関する重点要望事項の説明が行われ、各市町に共通する課題等について活発な意見交換が行われました。

去る11月5日、東京都におきまして、部活動を含めた子供たちのスポーツ・文化芸術活動を応援する首長会が開催され、私が出席をいたしました。

首長会では、国や地域の宝である子供たちが部活動を含めて健やかに成長する機会が確保できるよう、各自治体が地域の実情に応じて円滑かつ継続的に部活動改革の取組を進めるため、新たな補助制度の創設と国による十分な予算の確保、地域の実情等に応じた柔軟な対応、安全・安心の確保をはじめとした基盤整備の3点を要望事項として取りまとめました。

首長会議終了後は、文部科学省から直近の取組や予算要求の状況等についての報告があり、参加された国会議員の方々から、部活動の地域展開等について議論をいただき、首長会も含め質疑や意見交換が行われました。

午後から行われた安全・安心の道づくりを求める全国大会では、令和8年度道路関係予算に対し、前年度予算額からの増額を要望するなどの決議9項目が全会一致で採択されました。

去る11月13日、東京都におきまして、国会議員、国土交通省幹部等、多くの来賓をお迎えをし、全国治水砂防促進大会が開催され、私が出席をいたしました。

森山会長挨拶の後、国土交通省砂防部長より「命と暮らしとなりわいを守る砂防」と題した講演が行われ、次に、島根県雲南市長から「令和3年7月豪雨災害からの復興を目指して」の意見発表があり、引き続き、長野県小谷村長からは「災害の歴史を

つなぐ砂防の村」の意見発表が行われました。

大会の最後には、提言決議が満場一致で採択され、午後からは広島県選出国會議員に対し、令和8年度予算編成に向けた砂防関係事業の積極的な推進に対する提案書を手渡しするなどの要請活動を行いました。

去る11月18日、東京都全国町村会館において全国町村会理事会が開催され、私が出席をいたしました。

理事会では、私が今年7月まで全国町村会長としての職務を果たした実績が評価され、全国町村会顧問への委嘱についての提案がございました。この提案に対し、理事会におきまして、全会一致の御同意をいただき、私が新たに全国町村会顧問への就任が承認されました。

全国の町村が重要な課題を抱えている今日の状況を踏まえ、引き続き、全国町村会の振興、発展に尽力をしまいたいと考えておりますので、皆様の御理解、御協力をよろしくお願いをいたします。

去る11月19日、東京都NHKホールにおきまして、来賓として内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣をお迎えをし、全国926の町村長等約1,300名の参加の下、全国町村長大会が開催され、私が出席をいたしました。

大会では、国と地方の信頼関係の下、自主的、自立的に様々な施策を展開していくよう、決議15項目と「食料およびエネルギー自給率の向上対策と農山漁村地域の振興を求める特別決議」が全会一致で採択されました。

なお、各決議の写しをお手元にお配りをいたしておりますので、参考に供してください。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、3番縫部逸都議員、4番池脇雅彦議員、5番向田清一議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月9日までの6日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

会期は本日から12月9日までの6日間に決定をいたしました。

日程第3 報告第9号「専決処分をした事件の報告について(坂東環状線(仮称)明神橋橋梁下部工事請負契約の変更について)」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 報告第9号「専決処分をした事件の報告について」御説明を申し上げます。

このたび、坂東環状線(仮称)明神橋橋梁下部工事請負契約の契約金額の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、議会の皆様に報告をいたすものでございます。

報告の内容につきましては、現地の地質状況に合わせた橋台工の変更等により、契約金額8,118万円を8,205万1,200円に変更をいたすものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

光岡議員。

○8番(光岡美里議員) こちら、全協でも説明があったように、くい基礎が直接基礎に変更されることが主な要因だと思います。安全面などの視点から、もう一度、御説明いただけたらと思います。

○議長(川本英輔議員) 山下建設課長。

○建設課長(山下秀雄君) お答えいたします。

安全面につきましては、構造計算等を行っておりますので、特に問題はございません。

また、掘削完了後でございますが、平板載荷試験によりまして支持力を確認しております。深度3.3メートルより深いところ、以深でございますが、N値50以上の地盤が重なっているということで確認をしておりますので、特に問題はございません。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） N値50というところなのですが、一般的にだからどういうふう安全だと思えるような解説を追加でお願いしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 山下課長。

○建設課長（山下秀雄君） お答えいたします。

当初予定しておりましたくい基礎でございますが、このくい基礎につきましても、N値50付近で深さを止めるということで考えておりましたので、支持する強度的には問題ないということで考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 小田技監兼建設部長。

○技監（小田嘉幸君） N値50についてちょっと御説明させていただきます。

N値50というのは、地盤の固さ等を測るときに用いられる数字でございますが、N値というのが、ボーリングを掘りまして、その中におもりを何回か落としていって、沈まなかったら固いと。沈んでいくと柔らかいんで、N値が少なくなって沈んでいく、柔らかいと。50ということは、あまり沈まないということなので、固いというのが最初から分かっていたので、そこを確認したということと、施工する際も現地で強度があるかを確認してやっておりますので、安全面に対して問題がないということでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

池協議員。

○4番（池脇雅彦議員） 念のため、お伺いします。専決処分した理由を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） お答えいたします。

今回の案件につきましては、87万1,200円の増額ということでございますけれども、地方自治法180条によりまして、また、坂町の議会の委任による町長の専決処分事項の指定についてという規定がございまして、そちらの第1項第4号に500万円未満の契約の変更の場合は専決処分できるという規定がございまして、そちらに基づいて専決処分をいたしましたものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） これも念のためお尋ねするんですが、時期がどうしてもこの定例会では間に合わなかったということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 山下課長。

○建設課長（山下秀雄君） はい、そうでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第4 報告第10号「専決処分をした事件の報告について（坂東環状線道路改良（その3）工事請負契約の変更について）」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第10号「専決処分をした事件の報告について」御説明を申し上げます。

このたび、坂東環状線道路改良（その3）工事請負契約の契約金額の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、議会の皆様に報告をいたすものでございます。

報告の内容につきましては、施工範囲の変更に伴う植生工の増工等により、契約金額9,955万円を1億238万3,600円に変更をいたすものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 先ほどと同じ内容になりますけども、時期が間に合わなかったのでしょうか、お答えください。

○議長（川本英輔議員） 山下建設課長。

○建設課長（山下秀雄君） はい、そうでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） そうでございますということなのですが、もう少し詳しく教えていただけますか。

○議長（川本英輔議員） 山下課長。

○建設課長（山下秀雄君） 今回、変更の概要といたしましては、施工区域の変更と、あと現地の精査の結果、各種数量に変更が生じております。

今回でございますが、最終的な数量精査もございまして、その辺りも含めての今回の変更をさせていただいておりますので、このたびの報告というような形での整理をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） なぜ時期が、要するに専決処分をせざるを得なかったかというところをちょっとお尋ねしたいんです。ちょっと私の聞き方が悪かったと思いますが、そこをお教えいただけますか。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） お答えいたします。

こちらの案件につきましては、こちらも280万円余の変更契約でございますけれども、500万円未満の変更契約の場合は、専決処分をしなければならないという解釈でございますので、11月20日に専決処分をさせていただきまして、その次の議会で、現在の定例会でございますけれども、報告をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） ないようですので、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第5 議案第56号「坂東環状線道路改良（その4）工事請負契約の締結について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第56号、「坂東環状線道路改良（その4）工事請負契約の締結について」御説明を申し上げます。

本工事につきましては、優秀業者13社を指名をいたし、11月27日に指名競争入札を執行いたしました結果、1億8,480万円で広島ガステクノ・サービス株式会社に落札をいたしましたので、この契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、建設課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 山下建設課長。

○建設課長（山下秀雄君） それでは、坂東環状線道路改良（その4）工事の概要について、参考資料で御説明いたします。

最初に、位置図を御覧ください。

本工事は着色しております北側、坂東二丁目の坂八幡神社の東側付近から坂東四丁目の正原池公園北側付近までの延長約870メートルの区間を整備するものでございます。

坂東環状線につきましては、既存の狭隘道路の迂回を整備することで、通学路の安全性向上を図り、緊急車両や災害時の大型車両の進入路の確保、民生の安定を図ることを通学路緊急対策促進事業により整備しております。

現在、坂東環状線は5工区に分けて工事を進めているところでございますが、本工事はそのうち主に2工区から3工区の間を整備を進めるものでございます。

工事は年度末としておりますが、広島県に繰越しの承認を受けた後、必要工期を延長する予定でございます。

参考資料を御覧ください。

2ページになりますけれども、平面図と断面図を載せております。標準図の道路幅員は6メートルとし、そのうち片側に1.5メートルの幅広路肩を整備いたす計画としております。

主な工種といたしましては、のり面工910平方メートル、ブロック積み擁壁工791平方メートル、排水構造物工673メートル、アスファルト舗装工2,423平方メートルでございます。

工事に際しましては、安全管理を徹底し、事故のないよう進めてまいります。

以上で、工事概要の説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 坂東環状線道路改良（その4）工事請負契約、金額が1億8,480万円とありますが、この坂東環状線道路改良（その4）2工区から3工区までの工事をすると説明がありましたが、用地買収のほうは完了しているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 山下課長。

○建設課長（山下秀雄君） お答えいたします。

2工区のほうにつきましては、おおむね完了しております。4工区のほうにつきましては、これからということでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 山下課長。

○建設課長（山下秀雄君） 失礼いたしました。

3工区につきましては、まだ買収が終わっておりません。これからでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第56号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第6 議案第57号「行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第57号「行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について」御説明を申し上げます。

行政不服審査会事務は、平成28年4月から行政不服審査会の事務委託に関する規約により広島県に事務委託をしておりますが、令和7年9月定例会において議決された坂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正により、令和8年1月1日に坂町特定個人情報保護条例が廃止されるため、この事務委託に関する規約の変更の協議を広島県と行うことについて、地方自治法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第57号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第58号「坂町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について」、日程第8 議案第59号「坂町営住宅設置及び管理条例の一部改正について」、日程第9 議案第60号「坂町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正について」の3議案を一括議題といたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、日程第7、議案第58号から日程第9、議案第60号までを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第58号「坂町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について」、議案第59号「坂町営住宅設置及び管理条例の一部改正について」及び議案第60号「坂町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正について」は関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

現在、小屋浦地区の再開発を最重点施策に位置づけ、新たなにぎわいを創出すべく、小屋浦一丁目の町営住宅整備事業に取り組んでいるところでございます。

住宅整備につきましては、公募型プロポーザル方式により選定された事業者が設計から建設、また、既存住宅を含む住宅の維持管理・運営までを行う手法により実施をいたしたいと考えております。

住宅の維持管理・運営には、民間事業者のノウハウを活用することで、維持管理等の効率化などを図る指定管理者制度を導入いたしてまいりたいと考えております。

本町では指定管理者制度に関する条例が未制定でありますことから、このたび、坂町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例を制定するとともに、坂町営住宅設置及び管理条例及び特定公共賃貸住宅設置及び管理条例についても一部改正

をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これから、質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） この坂町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正についてですが、この条例を一部改正するに当たって、坂町の町営住宅、公の施設の指定管理者の指定する、そういったことをすることによっての坂町行政のメリットは何がありますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 山下課長。

○建設課長（山下秀雄君） お答えいたします。

指定管理制度のメリットといたしましては、今回の公営住宅につきましては、維持管理、運営に民営事業者の能力を活用することで、維持管理の効率化を図ることができるということでございます。

また、通常というか、ほかの公の施設でございますけども、こういったものを指定管理することによりまして、住民サービスへの向上、こういったものを図れるものと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それと、最近は人手不足ということで、なかなか職員の確保も大変難しい状況にもなっておりますし、そういう観点も踏まえ、また、いわゆるランニングコストにつきましても比較をしながら、新たな仕組みでやっていこうということで、この制度を導入することにいたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 制度を導入することによって、職員の仕事の軽減みたいなものを図れるようになるのにはすごくいいことだと思います。

小屋浦住宅は今から建設で、今後、いつ頃スケジュールが始まって、工事が始まってということなども聞きたいんですが、今、公営住宅いろいろなところにありますよ

ね、復興住宅も含めて。そういうところは、この制度が、今日、承認されたら、いつ頃から行われるのかお答えください。

○議長（川本英輔議員） 山下課長。

○建設課長（山下秀雄君） お答えいたします。

工事につきましては、供用開始を令和10年度を目途に行いたいと考えております。今、これからなんでございますが、公募型プロポーザルということで事業者を選定、決定していくわけでございますが、その事業の中で今のDBOということで管理運営を行っていくと。この建物といいますか、新たな住宅が整備されて、供用開始をされる段階で、それと併せてほかの住宅も維持管理・運営をしていこうと考えておりますので、令和10年度、11年度ぐらいからのほかの住宅の管理運営ということになるかと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） ちょっと補足させていただきますけども、一応こういう条例を制定をしまして、これからプロポーザルでいろいろ提案をいただくんでありますけども、その中で、さっきもコストというお話をしましたけども、今、現状の仕組みで町営住宅を管理するのが町民にとってコスト的にも有利であるか、あるいはまた、今、申しましたように、指定管理で民間事業者に発注することが有利であるかということもしっかり見極めた上で、最終的には整理をしていきたいというふうに思っておりますが、ただ、要するに条例がなければ、民間事業者に委託をするということができないものでありますんで、今回、そういうことも含めて、できれば新しい仕組みで取り組んでいきたいという思いも込めて、一応提案をさせていただきましたんで、そこらはひとつ御理解いただきたいと思えます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） ということは、今ある町営住宅、復興住宅等は、この制定が決まり次第ということではなくて、今後、考えるということで受け止めとっていいんですか。実施はされるのか、されないのかということだけでもお聞きしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほど申しましたように、プロポーザルでいろいろ事業者を選

定するわけでありますけれども、その中には住宅の建設事業費も入りますし、それからまた、委託管理費も入ってくるんだろうと思います、提案の中でですね。そういうことを総合的に勘案して、よしこれが全体的にも坂町にとって有利であるということが確認できたら、即刻、そういう進め方でやっていきたいというふうには思っております。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） ということは、小屋浦住宅でまずやってみて、それからということで理解していいんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 一応、考えておるのは、小屋浦を対象としたプロポーザルでありますけれども、そういう中で、坂町全体の、今、265戸の賃貸住宅がありますけれども、最終的にはその265戸も含めて、提案のコストが有利であれば、それも含めて発注することが受注者にとりましてもスケールメリットがあつて有利になるということもあろうかと思ひますんで、そこらを含めて総合的に判断をしていきたいと、そういうことをございますんで、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 今、小屋浦住宅の建設費も含めてというところでお話ありましたので、ちょっと小屋浦住宅のことで確認をさせていただきます。

今、住まわれてる町有住宅のほうにおられる世帯の方、皆さんが新しく建設される小屋浦住宅のほうに移動されるという状況になるのか、入られない方、世帯も出るのか、それであれば、どういうサポートをされるのかというところを御説明いただきたいと思ひます。

○議長（川本英輔議員） 山下課長。

○建設課長（山下秀雄君） お答えいたします。

今、坂町有住宅のほうにお住まいになられとる方につきましては、できる限り新しい住宅のほうに移っていただきたいと考えております。そのための、今回、地域優良賃貸住宅ということで受入れを、門を開いて、所得制限を上げていくというような形をさせていただいております。

何人の方が入れるかというのにつきましては、その入っておられる方の所得自体を

調査しないと分かりませんので、何名がということはちょっと正確な数字は分かりませんが、できる限り、町としては全ての方を受け入れることができればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論、採決に入ります。

討論、採決は一括とせず、議案ごとに行います。

まず、議案第58号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第58号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第59号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第59号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第60号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第60号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第60号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10 議案第61号「坂町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第61号「坂町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」御説明を申し上げます。

本条例案は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、所要の条例を制定をいたすものでございます。

乳児等通園支援事業とは、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもが保護者の就労要件などを問わず、月10時間まで保育施設を利用できる制度となっております。

この乳児等通園支援事業は全ての子供の健やかな成長を応援し、子育て家庭の多様な働き方やライフスタイルを支援することを目的としており、令和8年度から全国の自治体で実施されることとなっております。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

光岡議員。

○8番（光岡美里議員）　こちら全協で説明があったときに、実施方法が一般型と余裕活用型があるというところで、余裕活用型のほうでされるというふうに説明があったと思います。そちらを選択した背景と、実施の今後の予定などお聞かせください。

○議長（川本英輔議員）　河野民生課長。

○民生課長（河野宏明君）　お答えいたします。

実施方法につきましては、一般型と余裕活用型がございます。町といたしましては、各園に余裕の枠として2名程度の枠を考えておりまして、そちらのほうを利用するように町としては考えております。

なぜ余裕活用型かという、一般型は現保育の枠とは別に定員を設けて実施することになります。そうすると、保育所を別に確保したりするようになりますので、町としては余裕型の活用を考えております。

ただし、実施については、町内に4園保育園があるんですけども、そちらと、今、協議中でございますので、今後、引き続き協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　中川議員。

○9番（中川ゆかり議員）　利用可能時間が10時間までということでしたが、これ、時間にしたらお幾らぐらいになるのか、そして、申込方法についても併せてお聞きしたいと思います。

○議長（川本英輔議員）　河野課長。

○民生課長（河野宏明君）　お答えいたします。

利用可能時間は月10時間となっておりますが、こちらの保護者の利用負担でございますけども、こちら令和7年度の他の自治体で実施しているときには、国のほうから1時間300円ということが示されておりますが、令和8年については、まだ国のほうから利用料の負担額、こちらについてはまだ示されておられません。

申込方法でございますが、こちらにつきましては、利用者の方が、現在、国が全国一律の総合支援システムをつくっております。こちらのほうに利用者の方が申込みをしていただき、その申込みに基づいて、町が認定を行います。認定の結果、決定になれば、利用者の方が利用したい園と事前面談を行った上で利用することになります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） この条例ですが、先日、全協でも説明がありまして、質問させていただきましたが、本会議でも質問させていただきます。

この国が来年度から実施することも誰でも通園制度の件がこの条例なのですが、町内4つの園があります。1つの園で大体何人ぐらいを想定されていますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河野課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

各園で2名ずつの定員を予定しておりますが、今年度については、今、そういう枠があるんですけども、今、来年度の申込みの手続をしておりますので、来年度の状況に応じて、空いてる枠に御利用していただくように考えております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第61号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時15分からさせていただきます。

（休憩 午前10時59分）

(再開 午前 11 時 15 分)

○議長 (川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長 (川本英輔議員) 日程第 11 議案第 62 号「特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、日程第 12 議案第 63 号「職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第 13 議案第 64 号「会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の 3 議案を一括議題といたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長 (川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、日程第 11、議案第 62 号から日程第 13、議案第 64 号までを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長 (吉田隆行君) 議案第 62 号「特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、議案第 63 号「職員の給与に関する条例の一部改正について」及び議案第 64 号「会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

3つの条例改正につきましては、令和 7 年 8 月の人事院勧告及び国家公務員の給与改定並びに令和 7 年 9 月の広島県人事委員会の勧告に準拠するため、条例の一部を改正をいたすものでございます。

人事院勧告では、民間給与との格差 3.62%を解消するため、月例給につきましては、若年層に重点を置きつつ、おおむね 30 歳代後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に全給料表が引上げ改定されます。

また、特別給につきましては、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の支給月数 4.60 月が、民間の特別給の支給割合を 0.05 月分下回っていたことから、期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに 0.025 月分ずつ引き上げ、計 4.65 月分に引上げ改定されます。

これらを踏まえ、本町におきましても、国家公務員に準じた改定を行うことが適切であると判断をいたしました。

特別職につきましては、6月及び12月に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ「2.3月」から「2.325月」に引き上げるよう改正をし、一般職、会計年度任用職員等の月例給につきましては、国家公務員と同様に、若年層に重点を置きながら給料表を引き上げるため、別表第1行政職給料表のとおり改定をいたすものでございます。

特別給につきましては、6月及び12月に支給される一般職及び会計年度任用職員の期末手当の支給月数をそれぞれ「1.25月」から「1.2625月」に引き上げるよう改定するものでございます。

また、勤勉手当につきましては、6月及び12月に支給される支給月数をそれぞれ「1.05月」から「1.0625月」に引き上げるよう改定をいたすものでございます。

なお、このたびの改正は、令和7年4月1日に遡って適用することといたしております。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これから、質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

光岡議員。

○8番（光岡美里議員） これ、すごく大事なことだと思っております。特に若年層に重点を置きつつというところなのですが、様々な対応とか事務処理とかそういうようなことの対応をされている若年層ではない中年層ですかね、40、50代ぐらいも踏まえて、大変な業務を担っておられると感じております。なので、この勧告に伴う給与のアップももちろん必要だと思いますが、それ以上に何か改善とか対応策も対策を取っていただけたらと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷総務部長。

○総務部長（西谷伸治君） お答えいたします。

給与表等については、国の法律に基づいて設定されておりますので、給料表自体の単価を上げることはできませんが、議員さんがおっしゃったように、今年度からは新

規採用職員、若年層が上がったことによりまして、中高年層と上がり幅が逆転しないように、今年度からにつきましては、全職員、中高年層に対しましても昇級、号数を上げて、その下の者よりも逆転現象が起きないように、そういう取組をさせていただいております。

また、そういった中高年層、頑張っている職員につきましては、適切に業務成績を判断しながら、昇格も含めて、職員のやる気を出して、さらに頑張って坂町の行政に貢献できるような、そのような循環が生まれればと思って、今後、取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論、採決に入ります。

討論、採決は一括とせず、議案ごとに行います。

まず、議案第62号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第62号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第63号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第63号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第64号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第64号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第14 議案第65号「坂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第15 議案第66号「坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第16 議案第67号「坂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の3議案を一括議題といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、日程第14、議案第65号から日程第16、議案第67号までを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第65号「坂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、議案第66号「坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」及び議案第67号「坂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

このたびの改正は、児童福祉法及び国が定める各事業の基準の一部改正に伴い改正をいたすもので、引用条項の整理、家庭的保育事業等では、利用乳幼児の健康診断について母子保健法に規定する健康診断を追加し、坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業では、幼保連携型認定こども園の職員による虐待等の禁止に係る規定が新設をされたことに伴い、所要の整理を国の基準に準拠し、改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これから質疑に入りますが、質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論、採決に入ります。

討論、採決は一括とせず、議案ごとに行います。

まず、議案第65号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第65号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第66号について討論はありますか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第66号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第66号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第67号について討論はありますか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第67号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第67号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第17 議案第68号「坂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第68号「坂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、近年の人件費高騰や物価の上昇等を考慮し、安芸クリーンセンター及び安芸郡3町と同等に一般廃棄物処理手数料を増額をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

向田議員。

○5番（向田清一議員） 一般廃棄物処分手数料が付加されてますが、これは新たにつくということですか。それとも、今までどおりでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） これは今までもございまして、事業者がごみを搬入したときの手数料でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第68号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第18 議案第69号「令和7年度坂町一般会計補正予算（第3号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第69号「令和7年度坂町一般会計補正予算（第3号）」  
について御説明を申し上げます。

今回の補正は、各事業の決算見込みに基づいた補正計上を行い、また、職員の給与改定及び人事異動による給与の調整等をいたしたことにより、既定の予算総額から1億5,329万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を85億9,908万9千円といたすものでございます。

5ページの繰越明許費は、都市防災総合推進事業につきまして、本年度内の執行が困難なことから翌年度に繰り越すもので、債務負担行為補正につきましては、計上いたしております事業につきまして、追加及び変更を行うものでございます。

6ページの地方債補正につきましては、事業の執行見込みに基づき変更を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、11ページの国庫支出金、民生費国庫負担金では、生活保護費負担金を計上いたし、教育費国庫補助金では、学校施設環境改善交付金事業を減額をいたしました。

12ページの繰入金、基金繰入金では、財政調整基金繰入金及び公立学校情報機器整備基金繰入金を減額をいたしました。

13ページの町債、教育債では、公立学校情報機器整備事業を減額をいたしました。次に、歳出で、22ページの民生費、生活保護扶助費は執行見込みにより計上いたしました。

32ページの小学校費、教育振興費では、学習用端末を減額をいたしました。

33ページからの中学校費、学校管理費では、執行見込みにより各種工事を減額をいたし、教育振興費では、学習用端末を減額をいたしました。

40ページの保健体育費、給食施設費では、学校給食費支援事業を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 5ページの繰越明許費の下の債務負担行為補正の変更、公営住宅等整備事業が限度額が29億700万円から30億1,300万円に変更されております。これを見させていただきましたら、小屋浦の公営住宅等整備事業が全体で29億円ぐらいを想定されていた。それがこのたび30億1,300万円に変更されております。この約1億円増額したその理由を聞かせていただけますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 山下建設課長。

○建設課長（山下秀雄君） お答えいたします。

こちらにつきましては、今年度予定しておりました設計費用分でございますけども、1億6千万円を予定しておりましたが、こちらが公募型プロポーザルということで、今年度、執行見込みが繰り越すような形になってしまったものですから、その1億6千万円分を今回の変更として上げさせていただきとるということで、事業費自体は変更しておるわけではございません。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） ちょっと22ページをお願いします。

生活保護費の項目で、このたび生活保護扶助費が1,317万2千円の計上になっております。これはあまりにも膨大なんで、取りあえずこの医療扶助だと思われるんですが、この明細を説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 河野民生課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

今回の補正につきましては、主な理由といたしましては、長期入院患者を当初7名と見込んでおりましたが、新たに3名の方が入院と手術を受けたことで医療扶助費が増額となったものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 7名が3名増えたけんということですけども、例えばこれ、国が令和3年頃、2年前ですか、被保護者健康管理支援事業というのを実施して、これは国からの補助金が一応出てるわけですよ。そういうふうなことで、かなり3年前からそういうふうな健康管理はしんさいよということで、各自治体やりんさいよと

いうことで来てる内容だと思うんですが、この辺の実施状況はどうですか。

○議長（川本英輔議員） 河野課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

保護者の方の健康管理につきましては、レセプトを点検を行い、実施しておりますが、その中でもやっぱり入院される方はどうしてもいらっしゃいますので、この入院の方につきましては、生活保護費10割で医療費を払うこととなります。この入院の方が1か月入院されますと、1人約60万円程度かかってきますので、どうしても3名というところがございますが、それぞれの方が入院されたら、また手術をすれば、100万円単位の手術費用がかかってきますので、こういった補正となっております。以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 結果はいいんですよ。将来に向けて健康管理を自治体としてどういうふうにするかということを聞きたいんですよ。だから、結果出たものを1,317万2千円増えたでというようなことは、皆さん、一般の人は全部健康管理を一生懸命してるんですよ。ちょっとごめんなさい、そういう言い方はまずいと思うんですが、生活保護の方がしてないというわけじゃないんですが、出て、降って湧いたようなものを補正でこういうふうにするのはちょっといかがかなと思うんで、今の健康管理支援事業の健康管理体制は本町ではどのようにやっていますかということ伺いたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 河野課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

本町では、まず、レセプトを確認し、適正な医療を受けられているかどうか確認します。また、担当ケースワーカーが家庭に訪問いたしまして、体調不良とか、そういったときには、必ず医療機関へ受診するようにというような形でそれぞれの方の健康のほうを確認しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 40ページを見ていただきまして、40ページの学校給食支援事業1,500万円、物価高騰の影響により、食材費等が想定を上回っていて、保

護者負担額の増加などの負担をかけずに町が負担すると、以前、全協で説明がありましたが、こういった給食の献立内容や栄養価を維持する、そういったことが非常に難しい状況でも、皆さん、給食費のほうはやりくりをしながら、今、実施しているという説明を受けました。

実際、この学校給食の現状は、今、どんな状態でしょうか。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） お答えいたします。

今の給食、量と質、これを落とさないということを重点的にやっておりますし、また、坂町、あるいは広島県内のものを使って、給食を提供しておるといったことをございまして、現状は美味しい給食が提供できていると考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 39ページをお願いします。

39ページは町民交流センター費が修繕料で243万円あがってる。ちょっとこれはどういう内容の修繕でしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

こちらにつきましては、町民交流センターの1階の駐車場でございますが、駐車場の天井の断熱材がちょっと剥がれたものによるものと、屋上に設置しております太陽光発電の接続のほうのパワコンのほうの修理の費用を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 33ページのスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーがマイナスになってるんですが、今、教育の現場ですごく大事な役割を持つものと考えているんですが、この理由をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 見田学校教育課長。

○学校教育課長（見田容子君） お答えします。

こちらのほうの減額補正に関しましては、決してケースが減ったとか、活動がなされてないというわけではなく、新しい給与改定等と実質の勤務の差引きをさせていただ

いてということで減額補正させていただいてますので、実質、相談がないとか、活動を下げているというものの減額ではございません。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 29ページをお願いします。

29ページのICTの支援員が減額345万5千円になっているんですが、完全に当初予算から削除されてるんですかね。これ、結局、パソコン操作等々のトラブル等々は全てうちのほうで解消できるという、内部で解消できるという表現なんですかね、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 見田課長。

○学校教育課長（見田容子君） お答えいたします。

前年度まではICT支援員のほうは町費のほうで活動させていただきましたが、今年度、ICT支援員は県費を活用させていただいてましたので、そちらのほうを減額させていただきました。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 33ページに中学校費で工事請負費が8千万円余り減額になっとるんですが、補正の半分が減額になっとるんですが、これは必要なけん予算を計上しとるんじゃろう思うんですけども、今後は、例えば来年度の計画の中に入れるんかどうかいということも含めて、現状をお知らせください。

○議長（川本英輔議員） 見田課長。

○学校教育課長（見田容子君） お答えします。

工事請負費の減額についてでございますが、主な減額につきましては、坂中学校のグラウンド整備事業のほうのお金のほうは減額させていただいております。これにつきましては、国のほうの国庫予算のほうに活用させていただくよう申請しておりましたが、そちらのほうは交付がなされないということの決定を受けまして、減額を丸々させていただいております。その他の減額につきましては、入札等による工事費のほうは低減されたということで減額補正させていただいております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 28ページの真ん中辺り、ブロック塀等安全確保事業270万円とありますが、これ、当初予算では1件30万円で1件を予定しているというたしか説明があったと思うんですが、このたび270万円ということは、大体9件分ぐらい、そういったいろいろ問合せ等があったということでしょうか。ちょっと現状を教えてくださいいただけますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 松谷都市計画課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

ブロック塀等安全確保事業でございます。こちらは当初の補助申請件数を1件分と見込んでおりましたが、申請件数が最終的に10件分を見込んでおりますので、追加の9件分といたしまして270万円を増額補正させていただきたいと考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 16ページの一番下です。町民ひろば外壁等改修工事、庁舎空調設備機器改修工事600万円ですが、これ、内訳と内容を教えてくださいませんか。

○議長（川本英輔議員） 西谷総務部長。

○総務部長（西谷伸治君） お答えいたします。

町民ひろばの外壁等改修工事につきまして、以前、ちょっと御説明させていただきましたが、町民ひろばの外壁改修に伴いましてアスベスト調査を行った結果、アスベスト対策でかなり高額になろうというふうな見積りが出ました。まだ現在数値のほうは精査中なんですけれども、こちら現契約から比べまして、大体1千万円の幅でちょっと増額の可能性があるというところで、今回、400万円程度の補正計上をさせていただきました。

残り庁舎の空調のほうなんですけど、夏場、この議場のほうもなんですけど、ちょっとクーラーの利きが悪いというところで検査したところ、やはりエアコンというか、空調の冷房のほうの機器がちょっと不具合が発生した、2基のうち1基が見つかったというところで、1基は動くんですけども、2基動かすと、今年の夏みたいに暑いときは、あまりクーラーの利きがよくないというところで、このたび補正計上して、夏

までに改修させていただきたいと思ひまして、計上させていただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 空調のほうが利きが悪かったということで、この空調機器200万円で改修工事することによって、また電気コストが下がったりとか、そういったメリットとかはありますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷部長。

○総務部長（西谷伸治君） お答えいたします。

空調のエアコンというか、冷房を利かす大本の本体は変えないので、そこら辺はちょっと一気に電力とか下がるいうのではなく、間にあるコンピュータ系のそういった機器のほうがちょっと不具合があったので、そこを換えさせていただきたいと思ひます。

当面はまだ頑張れるところというか、空調の大本の結構大きい費用がかかるところにつきましては、まだ動く限りはちょっと継続して使用していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 歳入になるんですが、ちょっと11ページの中段にあります2千万円の減額、いわゆる国庫補助金が2千万円減額ということで、学校施設環境改善交付金事業、これ、先ほど何かの絡みでマイナスかなと思ひんですが、ちょっともう一回説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 見田学校教育課長。

○学校教育課長（見田容子君） お答えします。

これについては、坂中学校グラウンド整備工事についてでございます。先ほど御説明させていただいておりましたとおり、国庫補助金の不採択により、工事の執行を見送ることとなったためでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、グラウンドの国庫補助金が不採択ということでもありますけれども、令和7年度の国の当初予算におきましても、全国的に全国のグラウンドの再整

備をするという要望も結構出ておるように聞いておりますけれども、全体的ないわゆる額が非常に小さい額で当初予算を組まれておったものですから、一生懸命頑張って、教育委員会も頑張ってくれたと思うんですけれども、そういう結果にならざるを得なかったということもひとつ御承知を願いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 町長、ちょっと伺うんですが、カキの業者さんがいろいろと国の補助金とかなんかいろいろとニュースあったんですけど、坂町はここにはまだ載ってないと思うんですが、その辺の対応は、カキ業者さんがたしか11社ぐらいあるんですか、その辺の例えば見舞金を出すとか、私が勝手に言ったらいけんけど、そういうようなことは考えておられるんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時51分）

（再開 午前11時52分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第69号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第69号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第19 議案第70号「令和7年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第70号、令和7年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、坂町国民健康保険事業の見込みに基づき補正計上を行ったもので、既定の予算総額に472万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億3,644万5千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、県支出金の増額は普通交付金の交付見込額を計上いたしました。

次に、10ページの歳出で、保険給付費につきましては、実績見込みにより計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第70号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第70号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第20 議案第71号「令和7年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第71号「令和7年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、総務費及び保険給付費の実績見込み、また、国からの補助金交付に基づき補正計上を行ったもので、既定の予算総額に166万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億931万4千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、9ページの国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、10ページの繰入金、基金繰入金のそれぞれの増額は、令和7年度の保険給付費の実績見込み等に基づき、法定割合により計上いたしました。

次に、歳出で、11ページの総務費88万6千円の増額は、令和7年度制度改正対応に伴うシステム改修費を計上いたしました。

保険給付費、介護予防サービス計画給付費78万円の増額は、実績見込みに基づき計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 9ページをお願いします。

国庫補助金で、介護保険事業費補助金44万2千円が補正されております。これは国庫の補助金で、国は人件費の改善とかなんかに充てるようにいうことの趣旨じゃないかと思うんですけども、ちょっと説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 中保険健康課長。

○保険健康課長（中 篤則君） お答えいたします。

歳入の44万2千円は、歳出のほうで、介護保険システムの改修業務というのがあ  
るんですけども、その半分が補助として頂けるといふ部分の44万2千円が歳入と  
して補正計上しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 今の人件費の改善と、それから、職場環境の改善が国のほ  
うからうたわれてるから、そちらのほうだと思ふんですけども、例えば介護職員の人  
件費の改善とかいうのは、今後、やっぱりあり得るんか。今回はないということによ  
ろしいんですか。

○議長（川本英輔議員） 中課長。

○保険健康課長（中 篤則君） お答えいたします。

介護人材、介護従事者の方への報酬等は、国が定める報酬によって決まってくる。  
町独自でお支払いするというものではございませんので、国のほうで介護報酬等の見  
直し、あるいは、それに間に合わない形であれば、独自の補助みたいなことを県ある  
いは国のほうで行われると思っております。町独自でどうというのは、現在、考えて  
ないということです。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 結局、介護職員に1人当たり何か5万4千円とかいうよう  
な指標が出てまして、年間、国のほうのあれが、だから全国的にかさ上げしよるん  
ですよ、介護職員が足らるので、採用が。だから、行政からやっぱり事業者に向けて出  
す話だと思ふんですけど、いわゆる補助金として、だけどそれはやっていかないと、  
うちも何か介護の使う職員がなかなか何かうまくいってないんじゃないかと思ふん  
ですけど、行政の指導、いわゆる町としての事業者への指導というのはどのようなこと  
をされるんですか、その場合。

○議長（川本英輔議員） 中課長。

○保険健康課長（中 篤則君） 行政が介護職員の指導と言われたかと思ふんですけども、  
ケアマネジャーとか介護に関わる方たちがつくるケアプランというものもございませ

が、その内容をチェックしたりということはしております。ただ、直接的に町から報酬等のかさ上げというものはしておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第71号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第71号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 0時00分）

（再開 午後 0時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第21 発議第2号「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

11番奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 発議第2号「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

第1条につきましては、令和7年の人事院勧告及び広島県人事委員会の勧告に準じ、議会の議員期末手当、6月分及び12月分の支給月数をそれぞれ0.025か月、年間で0.05か月分引き上げるものでございます。

第2条につきましては、議員の待遇を改善し、多様な人材確保を促すことで議会を活性化させ、ひいては町民福祉の推進と向上を図るため、議員報酬を増額するものでございます。

坂町特別職報酬等審議会答申においては、議員の成り手不足の現状などを鑑み、議員報酬を19.9%増の月額29万5千円に増額改定すること等は妥当であると示されました。

一方で、議員報酬の増額改定が行われた場合、永続的に一定の財源が必要になることから、財源確保の観点を考慮し、議員定数の削減や報酬の改定時期についての附帯意見が示されました。

しかしながら、議会といたしましては、本町の議員報酬については30年間にわたり据え置かれている現状があり、この間には議員定数を18人から12人まで段階的に削減し、経費節減や少数精鋭化に率先して取り組んできた経緯がございます。

議員定数に関しましては、継続的に審議を重ねていくこととし、議員報酬については、議員の成り手不足の解消のため、令和8年4月から議員の待遇を改善し、多様な人材に立候補を促すことが最善策と判断いたし、議員報酬を増額改定するものでございます。

今後、坂町特別職報酬等審議会答申の附帯意見を踏まえ、これまで以上に住民目線での議会改革を目指すとともに、多くの町民から信頼を得られるよう質と量を高め、議員一同、町政発展のために邁進していく所存でございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用いたします。

ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行いたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

発議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこれまでとし、延会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

本日はこれをもって延会といたします。

再開は明日、12月5日午前10時といたします。

お疲れさまでした。

○議会事務局長(槇尾 伸君) 皆様、御起立をお願いいたします。

(起立)

○議会事務局長(槇尾 伸君) 互礼。

(延会 午後 0時05分)